

第四十六回国会 参議院農林水産委員会會議録第三十八号

昭和三十九年五月二十八日(木曜日)
午前十時三十五分開会

委員の異動

五月二十七日

辞任

補欠選任

田畑 金光君

高山 恒雄君

出席者は左のとおり。

委員長

青田源太郎君

理事

櫻井 志郎君

森 八三三君

渡辺 勘吉君

北條 傳八君

委員

岡村文四郎君

北口 龍徳君

仲原 善一君

野知 浩之君

堀本 宜実君

山崎 齊君

大河原 次君

矢山 有作君

安田 敏雄君

衆議院議員

野原 正勝君

農林水産委員

農林省農政局長 松野 孝一君

農林省農政局長 昌谷 孝君

事務局側

常任委員 安東城敏男君

会専門員

本日の會議に付した案件
○農山漁村電氣導入促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(青田源太郎君) ただいまから委員會を開きます。

農山漁村電氣導入促進法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に続き質疑を行なうことにいたします。

○渡辺勘吉君 提案代表者にお尋ねいたしますが、農山漁村振興を目的とした小水力発電可能地点の調査結果によると、全国で約二千五百地区にわたって六十万キロワット・アワーないし百万キロワットの小水力資源があることが明らかになって、今回の法律の改正案を提案されたわけでありますが、このうち経済採算ベースに合ふものが、おおよそ全体の個所数から言つたら何力所ぐらゐになつておるんでしょ

か。
○衆議院議員(野原正勝君) お答えいたしますが、実は、全国にどの程度の可能個所があるといふことを、予算を要求しまして、農林省が全国農業會議所へ委託をして委託調査をいたしました。また専門家として非常な權威である広島県の織田史郎という方にもつぱら御指導をいただきまして調査をしたんであります。その結果が、二千五百十二カ所ほど考えられるといふこととでございますけれども、詳細にわたつての調査は実はまだできておりません。

どの程度かといふのはつきりした数はわからないのでございますが、私どもの推定では、その中でほんとうに採算ベースに乗り得るというよりなもののは大体半数以下であらうというふうに考へております。しかもこれをだんだん調べていきましたと、たとえば発電地点の近くを送電線が通つてゐる。その送電線にすぐ乗せれば非常に簡単に電力会社に電氣を供給できるというよりな地点が優先されると思ひます。

また、水資源が将来枯渇をすることがなく、奥の山林資源等、その状況を見ながら、むしろ現在の山林が今後造林されていき、水の資源培養として、もつと積極的に林相が改善されるというところになりますと、現在よりも水力の資源がより一そう確保されるというよりな地帯あるいはまたその地帯が非常に山村として経済が現実困つてゐる。その山村に小水力発電所を置くことによつて、その地域の農村の振興発展、また農民所得の向上にもなる、あるいはまた連係式の電氣が発電されることによつて、いわゆる単に電灯として利用するだけでなく、十分な動力源が得られるといふことで、山村におけるいわゆる農村工業のよりなものの、あるいはまた電力の利用の高度化によつて機械化が促進されるというよりなことになり、いろいろ効果がある。しかも建設単価が比較的安い。どつちから見てもその経営によつて経営主体である農協なり、あるいは特殊の法人なりが安定した所得収入が確保されるという

ようなはつきりした見通しが立つて、初めて実は計画が具体化し、また事業が行なわれると、またそういうものに對しては農林漁業金融公庫等から融資をするというよりなことになるわけだと思ふのでございます。また電力会社側ともより事前に十分打ち合わせをし、了解を得て、この程度ならばむしろその地帯の電力の開発は、あなたの方でひと担当してもらいたいといふくらゐに、実は、電力会社側からそれを積極的に理解の上に協力をし、もたらうというよりなことであると思つております。そういうよりないろいろ条件が備わつたときに、この法律によつて積極的に開発が行なわれるといふことになり、将来山村の経済の振興発展のために大きな貢獻をするところがあるであらうといふふうに考へておりますが、現在のところ、発電地点の調査の二千五百何カ所かの中

で、一体そういうものがどの程度あるのかといふことになり、実は、精密な調査も必要になつてくると思ふのでございます。したがつて、まず、この法律ができると、それぞれの地域で、自分の地域にはどれだけの発電可能地帯がある、したがつて、これをひとつ積極的に計画してみようといふよりな意欲を持つて御計画をなさる、県にも相談をされるというよりなところがたくさん出てまいつております。その中からひとつそれを拾ひ上げて――拾ひ上げるといふと語弊があり

ますが、そういうものについて、できるだけひとつ國が、農林省が指導をしていただくといふことにするのが好ましいと、さうに考へております。したがつて、地点の数等がはつきりしませんけれども、これだけの中でございますから半分くらいは開発ができるのではないかと、しかもこれは三年や五年で済むことではございませんので、おそらく七年もあるいは十年も、あるいはそれ以上もかかつていくんじやないか、いずれにいたしましてもこのことが、非常ないい結果をもたらすといふよりなことがだんだんと実証されますれば、これは何といつても全国では百万キロ以上の資源が開発されることになれば、國の産業經濟の発展の上にも大きく貢獻できるというふうに考へておりますので、この法律をつくることによつてその道をひとつ開いてやりたい、かように考へておるわけでございます。

○渡辺勘吉君 まあ詳細な実態調査はまだできていないわけでありまして、これから以上具体的に答弁を期待することでも無理だと思ひますが、私は少なくとも二千五百カ所の半数にも達しないだらう、これはしろうと的には推定をいたしておるわけでありまして。しかしながら、いま御答弁にもありましたように、未利用資源を開発する大目的と、このことが従来政治の谷間に置かれて、日の目を見なかつた地域の大きな開発の課題であるといふ点から考えますならば、立地条件等で困難な事態

○政府委員(昌谷孝君) 最後にお触れになりました離島関係の出力を増強することに伴う助成の問題、本年度そういった事案につきまして、企画庁と大蔵省との事務折衝が行なわれたようですが、私どもは、御承知のとおり企画庁で予算化したものを、計画を添えて移しかえを受けるわけです。御指摘のように、もとの部分については、助成の対象から除いて計画したものを、企画

大きな政治課題であるわけでありました。が、従来の事務的な情性の中でこれに対処するというのでは、せっかく提案した三党が固い決意があつても、事務当局の中でそういう趣旨を十分盛り込んで、これを原案として対処するといふかまゝえがなければ、なかなか現実には実現が容易でないと思ふのであります。前回、同僚委員が質問した問題点の中にも、工事負担金に

いての開発調査をより具体的に進めて、何と申しますか、実際に事が起こりました場合の地元での成果が誤りなく達成されるように、そういった調査等についての御援助、御指導がまず第一段としては、私ども考えるべき点ではなからうかと思えます。これらのことを明年度以降予算その他の面でも十分取り入れて検討してまいりたいと思えます。この問題はお話にも出ており

題、また、さらにはその中で具体的な問題としての、それらの地点にあるような天然資源の完全利用の問題というより、な形で今後積極的に取り組みたいと、これが私の考え方でございます。

○渡辺勲吉君 提案者の都合で、お伺いをまだしたのでありますが、最後に、私提案者にお尋ねをいたしたいのは、これはもう三党で、衆議院で提案をされた経過も明らかでありますけれど、

な陳情とか、請願とかいうものはあつて、り多くなかつたわけでございます。しかし、事實は、山村の真情から見ても、どうしてもこの小水力の開発というものは、その地域住民のために役立つものでなければならぬというふうに考へて、われわれはあえて三党の共同一致の修正として、委員長発議になつただけでございます。ここにいくまでの過程の中で、実は御指摘のように、従

から、電力の開発といへば、ややともすればこれは通産省の所管であつて、電力会社側がとかくどうも電力のことは自分の仕事なんだ、農林省でとかく言うこともかえつておかしいというような考え方、小水力発電事業なんというものに對しては必ずしも積極的な理解を持たなかつた時代もございました。そこで、われわれもこの小水力資源の開発を開發して、エネルギー資源を国の經濟の振興發展に大きく役立てるといふことではなくて、むしろねらいどころは、ほんとうに困つてゐる山村といふものをもつとよくして、山村の振興のために大きなひとつ事業として考へてやるべきだといふ観点に立ちまして、しかも山村地域における小水力の開発といふふんなことは、これは電力会社あるいは電源開發会社などがやろうといひたしても、なかなか細かい電力でございまして、現在の労働事情、あるいは補償問題といふふうないろいろなことを考へまして、いつになつたら開發できるものやら全然見当もつかない。しかも見ておるといふと、最近においては、そうした小水力の開発なんというものは全然捨てて顧みない。むしろ安易に、いわゆる火力発電に重点を置いて、そうしてコストが安ければいいというふうな行き方、しかもその中には多分に日本に生産をされない石油を外國から買ひ入れて、膨大な輸入にたよつて、それでコストが安いというふうな状況を見ておりますという、まことにわれわれの目から見ればこつけないんであります。これほど大きな資源がありながら、この開発に全力を尽くしてやるべ

きものが、これを行なわぬ。むしろ極端に言うならば、現在の電力会社といふふうなものは、大きな独占的な企業であるにかかわらず、その崇高な使命を忘れておるのではない、さういふにも実は考へておつたわけでございます。通産側にもその点はよくお話をいたしまして、電力会社側にもいろいろと接觸をしたわけでございますが、われわれの小水力資源の開発という事業について、最近ではもう非常に理解をされまして、進んで協力するから、ひとつぜひあなたのほうでやつてくださうといふところまでは、まだ遺憾な感じがしております。もう一歩で私はそこまですべきものだと思つております。實を言へば、この発電の計画といふようなものは非常に特殊な技術を要するものでございまして、できればこの発電地点に對する精密な調査といふふうなものは、それぞれの地域の電力会社などが積極的に協力する、むしろ電力会社側が大きな予算も持つておるわけですから、全面的に國家のそうした政策に協力するといふぐらゐなことがあつてしかるべきものだと思つておるわけでございます。農林省はもとより山村の振興については非常に熱意を持つておられるわけでありまして、最近では、通産省側におきましても、従来のような、電力の開発はあくまでも自分の仕事であるから、よけいなところに手出しをしてもらつては困るというふうな、なな張り根性的な考え方は今日では全然持つてない、さういふ私は理解をいたします。非常にその点においては大きな進歩である、さういふ考へておりますが、今後具体的に、この立法の眞の精神という

ものが末端にまで理解されない場合においては、いろいろと調査し、開発を進めていく段階において、さまざまな紛争とも起り得るということも考へておりますが、その場合においては、あくまでもひとつ通産側の積極的な協力を得て、十分この精神を理解し、さうしてこの事業が農林、通産両省の完全な理解の上に、電力会社側の積極的な協力によつてますます開発を進められていく、それによつて山村が大大きく明るくなり、建設をされる、エネルギー資源も開發されるということになりますれば、これは一石二鳥、三鳥のことにならうかと、私も実はこの法律の制定の意義といふものはまさしく画期的な意義を持つものである、さうに考へておるわけでございます。御指摘のとおり、まさに声を聞かしながら、國會がこの問題を取り上げたといふことは、まあ近來にない、これは自分で提案しておつて言ひはおかしいのでありますが、まことに傑作であらうかと、さういふ考へておるものであります。よろしくひとつ御協力を願ひたいと思ひます。

○渡辺勸吉君 この提出された資料の別表の(四)を見ますと、これはかなり古い資料で、三十四年度の損益計算でありますから、その後の推移等もかなり変貌をしておるのじゃないかと思ひますが、この実績を見た限りでは、かなりその成績が上がつておるような資料になつております。しかしながら、私の見た限りでは、これは成績のきわめて優秀な事例であつて、多くのケースは經營的には非常に困難な事態に置かれておるといふふうに理解をいたしておるわけでありまして、そこで、私はこの連係式小水力発電事業をやつた場合における製造原価といふものと、売電単価といふものについてのことが非常に問題になつてくると思ひます。その売電単価は、かなり地方の電力会社等によつて相違もあるわけでありまして、これに對してもこの事業が円滑に運営されるためには、行政庁としてのかなりの育成をする観点から、この売電単価等に対しては、主管庁である農林省を通じて、地方庁を鞭撻して、これらの事業が支障なく運営されるような契約単価であることの指導が私は重大な課題であると思ひます。さういふ点について、主管庁である農林省は、今後この法律改正を契機として、いかに行政的な立場から対処されようとするのか、その点についての御所見を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(昌谷孝君) 何と申しますか、連係式として一部に地元消費量を含めながら、相当部分を売電しておりましたのが従前の実績でございます。その過程におきましても仰せのような問題がありますので、私どもとしてもできる限り効率的な発電単価で、しかもなるべく地元が有利にそれがさばけますよう通産當局ともお話し合ひをいたしてございまして、いま一つ、府県庁の指導の指針としてもさういふことでお願いしてまいつております。大体この表にもございまして、三回、従前の実績を見てみますと、三回、四回から三回五十銭程度までに、過去におけると申しますか、従来の施設の売電単価としての実績はその辺を示しておるようであります。せんだつての通産當局からの御答弁にもございまして、今後の一つのめどとして、やはり三回程度で売つて引き合ひするといふことを一つの指導のめどにすることが安全ではなからうかといふふうに私どもは承知いたしております。もちろん地元によつてより有利に処理ができればそれにこしたことはないわけでありまして、今回の法改正の御方針が、さういふ売電をいばばもつぱら目的とする事業を、事業の対象として取り上げたいという趣旨であります。その場合の事業主体としては、農林漁業者の団体の組織する法人、おそらくはいわゆる九割会社といふようなものをこの法案に御予定をされておるようになりが、さういふことになりましたら、従来の農林漁業団体がやつておりました場合は、同じ法体系の中でおのづから若干性格を異にすることはやむを得ないと思ひます。したがひまして、行政上の取り扱いとしても、いわゆる卸売り業務を行なう者といふことで処理せざるを得ない。したがつて、通産省の一般的な御方針であります技術能力でありますとか、經營能力とかいふ点の、一つの最小限度の要請にはこたへ得る主体でなくてはならぬことも当然伴つて出てくる問題だと思ひます。さういふことになりましたら、やはり主体が零細な山村の方々の団体の持ち寄つた資本による企業でございまして、私どもとしては従前にも増して慎重な御指導が必要かと思ひます。いずれにいたしましても、売電単価としては先ほど申しましたようなところを一つのめどにして、できたあとで、現地で問題がより複雑な形で出てまいりません

よりに、十分事前の御指導を心がけた
いと、さように心がけております。

○安田敏雄君 関連しますが、売電単
価が小水力発電事業には決定的な問題
になるわけですね。そうしますと、昭
和三十六年に、全国の九電気事業社の
平均水力におけるキロワット・アワー
当たりの水力発電原価は四円三十六
銭、これはおもに揚水発電であるとい
うか、ダム発電という比較的規模の大き
なものでありまして、その後は、流れ
込み方式によるところのものは、九電
力会社においては開発しておられわけ
ですね。ですから四円三十六銭くらい
になる。キロワットの建設原価は十四
万九千円に大体平均見えておられるわけ
であります。水力は、ですから、そういう
面からいって、これ以下ならば引き合
うという勘定は一応成り立ちますが、
問題は、揚水発電みだいにピークとき
に活用できないという点で、この線ま
ではきつと売電するということは非常
に無理があるかと、こういふようにも
考えられます。したがって、そういう
点からして考えまして、この間、火力
の発電原価がキロワット・アワー当た
り三円と言いましたが、私が調べたこ
ころは、全国平均で三円十七銭になっ
ておられるわけですね。

そうすると、いまの御答弁のよう
に、三円くらいに発電原価を抑えてい
きますと、これは少し無理ではない
か、もう少し上げていいじゃない
か、こういふように考えるわけでは
ないか、三円二、三十銭くらいいいではない
かというふうな気がするわけですね。と
いうのは、火力発電のほうは、この三
円十七銭で発電原価が出ましても、あ
と石炭の購入費、あるいは重油の購入

費、こういふようなものをかけていき
ますと、一応寿命がある程度短い、そ
ういふような点で、かりに火力なら十
年、十五年くらいでその施設をかえな
ければならぬ、こういふような問題を
想定しますときには、水力のほうはそ
れが必要ないわけですね、比較的。水
はほとんど流れ込みで入ってきますか
ら、そういうような点を考慮しますと
、三円程度で指導すれば、これは非
常に窮屈になってしまふから、そこら
辺のところは考えて、もう少し弾力性
のあるようにすべきではないか、こう
いう点について、あくまでも三円を
うりとして考えていくのか、それと
も多少上のほうで電力供給状況の情勢
を見て引き上げていくのか、そこら辺
のところはあらかじめ指導方針として
考えておく必要があるではないか、こ
ういふように思われるわけですが、その点
はいかがなものでございましょう。

○政府委員(昌谷孝君) 御注意の点
は、今後この法律が成立しました後に
おいて、私どももなお関係当局と十分
協議を重ねまして、なるべく御趣旨に
沿うように、と申しますか、地元で安全
でなおかつなるべく有利に事が進みま
すよう考えてまいりたいと思ひます。
三円と申しましたのは、当面、関係当
局等との御意見の交換の過程で、その
辺が一つの安全性を見たものでござら
うかという御注意もいたされてお
りますので、私どもとしては大事をと
つて、そういうふうに一応考えてお
りましても、もちろん地元の有利にな
ることでありますれば、今後関係当局
等との検討の過程で、御趣旨のよう

な点を十分千してまいりたい、さように
思ひます。
なお、小水力でございますから、何
と申しますか、施設の規模が小さいと
いうことは、逆に有利な面もあるよう
に聞いております。と申しますのは、
必ずしも高水位のときの水量全量をこ
なすということが目的でございませ
んで、比較的施設そのものの何と申
しますか、私流に理解しておりますが、
は、一応操業度でございまして、そ
ういふ施設の操業割合はかえつて水量
の多いところをねらつていない、この
小水力の場合には意外にいいというの
が従来の実績のようでございまして、
その辺のところは、建設単価と、売電
単価との関係を考えてまいります。場
合、小水力の発電のうちの有利なポ
イントのような気もいたします。そう
いふようなことをいろいろ考えてまい
りますと、三円というの必ずしも現実
性のない、非常に無理をしいている
単価とも思ひませぬけれども、御発言
の御趣旨は、今後この法律成立の後に
関係当局とも十分さらに千してまい
りたい、さように考えます。

しておる、そういう場合に、ある程度
の調整池式といひますか、というのは
ちよつとした小規模な貯水と考へて、
かんがい用水に時期的には使ひ、あ
とは、年間においては発電用に使ひ、こ
ういふような場合が考えられます。特
に山間僻地においては、そういうこと
を考へましたときには、やはり小規模
な貯水式のものについては、採算がと
れぬとなれば、認めていく方針なのか
どうか。そこら辺のところをどうい
うにお考へでししょう。

○政府委員(昌谷孝君) 実際に、従来
までに開発されたものについて、
御趣旨のようないふものは、比較的少な
いと思ひます。しかし、御承知のように、
現にありますがこの農山漁村電気導入
促進法におきまして、その第十一條
で、土地改良事業との調整というこ
とを特に一條設けて、いま御趣旨のよ
うな土地改良事業と、この農山漁村の電
気導入事業とをうまく結び付けて活用
すれば、もう少し積極的なことができ
るのではないかという御趣旨の、訓示
規定ではあります。私どももなかなかさ
ういふ具体的な、かつ具体的な事例に
ぶつかつておられようでありますけれ
ども、今後そういうことを頭にお
いて、農地局の行ないます事業と、私
どもの行ないます事業との間で、関連
づけ得るものはひとつつけて考へて
まいりたい。さように考へております。

○安田敏雄君 おそらく現在の状態で
は、大体三円三十銭くらいから三
円五、六十銭くらいで、電気事業者が売
電を考へておるのではないかと、こうい
うふうに思ひかけてございまして、そ
ういふ点、せつかつたものを、採算が
とれぬというふうなことになるまい
やうに十分御指導願ひたいと思ひま
す。そこでは、もう一点お伺ひしたいの
は、これは小水力発電といふのは、流
れ込み方式を主体として考へているよ
うであります。たとえば田植えど
きのかんがいが用水がきわめて不便を来

取り組んでくると思ひかけてござい
ます。そういう際に、当然建設資金が
いわけでございますから、これはいき
おい起債なり、あるいは融資なり、こ
ういふ方向へいかざるを得ない。その
場合に、農林漁業金融公庫を活用する
という趣意でありますけれども、で、従
来、小水力発電事業に対するところの
金利ですね、償還、それから最高の限
度額、こういふようなものに対する融
資の必要がありましたらばひとつ御説
明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(昌谷孝君) 先般、農林漁
業金融公庫法の一部を改正する法律案
として御審議いただきましたときの過
程でも出ましたけれども、従前は、こ
の種のといひますか、改正前の制度で
やつております場合は、被補助、補助
残を通しまして金利は六分というこ
とで扱つておりました。貸し付けの最
高年限は二十五年ということ、据え置
きが三年入りましますので、合計二十八
年ということになっております。今後、
先般の公庫法の改正によりまして、金
利については被補助は五分、補助残は
六分五厘ということ、突つ込みの六
分をさういふふうに分けて今後扱
うというところで御審議をいただきました
時、被補助五分と申しておりましたの
は、従前の農林漁業金融公庫が行ない
ます地元の未点灯の解消、あるいは地
元の電気導入事業に対する事業として、
この電気導入事業に對する被補助事業
の場合を想定して、五分といふこと
で考へたわけですね。したがって、そ
の後、国会におきます御修正の御決議
があつたわけでございます。この種事
業についても、そのどれで扱つかとい
うことについては、まだ政府部内で検

討
五

が終つておりません。あらためて、本法案成立を待ちました上で、関係の向きと、この種新しい公庫融資の対象となりまますこの部分については、おそらく当面は補助助であらうかと思ひますけれども、いかなる利率を用いて御援助申し上げるか、あらためて検討し直さなければならぬと思つております。従来の地元電力不足を補うものとして、農林漁業団体が行なつてまいりました電気導入事業の、被補助の、今度の改正の五分が、当然にこの事業に適用になるといふふうには、まだ私どもとしてはそこまでの結論は得ておりません。なるべく御趣旨に沿つて、地元の負担の輕いように取り運びたいという、私どもの気持はそうでございます。政府部内としては、法律の御決定を待つた上で、あらためて最終結論を出したいと思つております。

○安田敏雄君 その計画に対して認可をいたしますという、当然採算がとれ得るという見通しが立つわけでございますから、その際、融資あるいは補助の問題はたゞいまの御説明のとおり了承いたしますけれども、そういう際に、その起債というふうなものについて、

の考え方がありますかどうか。そういう点は全然考へておられないのかどうかお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(昌谷孝君) この法律の中で扱つておりますのは、御承知のように、第二条で、従来は農林漁業者の組織する団体で、今回の改正によりまして、それらの団体が主たる出資者となつてつくつております法人を含めるわけでございます。したがって、農林漁業協同組合、森林組合、あるいはそれらのものが主たる構成員となつておる会社がこの法律の対象でございます。したがって、起債という問題は、この制度からは出てまいらないように私は考えます。で、市町村が事業主体になつてこの種事業をやるといふことになりますれば、これは本制度の問題ではなしに、やはり市町村の本来の、個々の、何と申しますか、事務として、市町村の単独事業として、自治省の単独起債ワクの審議の対象にはなろうかと思ひますが、この法律からくる問題としては、農林漁業金融公庫による援助があるだけだといふふうに考えます。

○安田敏雄君 そろそろと、普通の県営発電におけるごとく、將來まあこ

ういふ小水力発電事業について、市町村でも県営を同じうに採算がとれるならば認めていくといふような点については、まあこの法律は出たばかりですけれども、將來は採算がとれ得るならば、市町村の、何といひますか、公営事業として取り扱つていくといふような点についての考慮はどういうふうに考へておられるのですか。

○政府委員(昌谷孝君) 私どもは実はそこまですで問題を考えておりません。これは自治省が単独起債事業としての資格性の認定を行なうわけでございますので、自治省の御見解等も十分たまたした上で、善処してまいらなければならぬと思ひます。で、私どもは本問題を含めまして、今後のこゝろいつた山村の経済の建て直しと申しますか、山村の環境の整備、経済の振興といったようなことをどういふふうによつていつたらよろしいかといふことは、別途、この問題と並行的な一つの重大な農政上の課題だといふふうに考へております。その問題を今後固めてまいります。

過程では、やはり道路の問題とかといふ、多少所管の問題等が他にもございまして、それらの一環として、いま御指摘のような問題も当然私どもの課題として研究してまいらなければならぬと、かように考へております。

○委員(青田源太郎君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(青田源太郎君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。

○委員(青田源太郎君) 御異議ないものと認めます。

○委員(青田源太郎君) 御異議ないものと認めます。

○委員(青田源太郎君) 御異議ないものと認めます。

五月二十六日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月十五日)

一、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案

第二十条第一項の表を次のように改める。

第一級	六、〇〇〇円	六、五〇〇円未満	七、五〇〇円未満
第二級	七、〇〇〇円	七、五〇〇円以上	八、五〇〇円未満
第三級	八、〇〇〇円	八、五〇〇円以上	九、五〇〇円未満
第四級	九、〇〇〇円	九、五〇〇円以上	一〇、〇〇〇円未満
第五級	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上	一一、〇〇〇円未満
第六級	一一、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上	一二、〇〇〇円未満
第七級	一二、〇〇〇円	一二、〇〇〇円以上	一三、〇〇〇円未満
第八級	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上	一四、〇〇〇円未満
第九級	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
第十級	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上	一六、〇〇〇円未満
第十一級	一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円以上	一七、〇〇〇円未満
第十二級	一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上	一八、〇〇〇円未満
第十三級	一八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円以上	一九、〇〇〇円未満
第十四級	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上	二〇、〇〇〇円未満
第十五級	二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上	二一、〇〇〇円未満
第十六級	二一、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上	二二、〇〇〇円未満
第十七級	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円未満
第十八級	二三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上	二四、〇〇〇円未満
第十九級	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満
第二十級	二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上	二六、〇〇〇円未満
第二十一級	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満
第二十二級	二七、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上	二八、〇〇〇円未満
第二十三級	二八、〇〇〇円	二八、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満
第二十四級	二九、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三〇、〇〇〇円未満
第二十五級	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円以上	三一、〇〇〇円未満
第二十六級	三一、〇〇〇円	三一、〇〇〇円以上	三二、〇〇〇円未満
第二十七級	三二、〇〇〇円	三二、〇〇〇円以上	三三、〇〇〇円未満
第二十八級	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円以上	三四、〇〇〇円未満
第二十九級	三四、〇〇〇円	三四、〇〇〇円以上	三五、〇〇〇円未満
第三十級	三五、〇〇〇円	三五、〇〇〇円以上	三六、〇〇〇円未満
第三十一級	三六、〇〇〇円	三六、〇〇〇円以上	三七、〇〇〇円未満
第三十二級	三七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円以上	三八、〇〇〇円未満
第三十三級	三八、〇〇〇円	三八、〇〇〇円以上	三九、〇〇〇円未満
第三十四級	三九、〇〇〇円	三九、〇〇〇円以上	四〇、〇〇〇円未満
第三十五級	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円以上	四一、〇〇〇円未満
第三十六級	四一、〇〇〇円	四一、〇〇〇円以上	四二、〇〇〇円未満
第三十七級	四二、〇〇〇円	四二、〇〇〇円以上	四三、〇〇〇円未満
第三十八級	四三、〇〇〇円	四三、〇〇〇円以上	四四、〇〇〇円未満
第三十九級	四四、〇〇〇円	四四、〇〇〇円以上	四五、〇〇〇円未満
第四十級	四五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円以上	四六、〇〇〇円未満
第四十一級	四六、〇〇〇円	四六、〇〇〇円以上	四七、〇〇〇円未満
第四十二級	四七、〇〇〇円	四七、〇〇〇円以上	四八、〇〇〇円未満
第四十三級	四八、〇〇〇円	四八、〇〇〇円以上	四九、〇〇〇円未満
第四十四級	四九、〇〇〇円	四九、〇〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第四十五級	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上	五〇、〇〇〇円以上

る場合には、その状態にある間は、この限りでない。

第六十一条第二項中「同条第二項」の下に「(第十七条第七項において準用する場合を含む。)」を加える。

第六十二条第一号中「(政令で定めるところにより算出した額を除く。以下この号において同じ。)」を加える。

第六十三条第一項中「給付に関する決定、掛金その他組合員若しくは任意継続組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収」を「組合員若しくは任意継続組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金その他この法律の規定による徴収金の徴収、第五十八条の規定による処分」に、「異議」を「不服」に改める。

附則
(標準給与に関する経過措置)
第二条 組合が施行日前に改正前の農林漁業団体職員共済組合法(以下「旧法」といふ)第二十條第三項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「新法」といふ)第二十條第一項の規定の例による。

2 施行日前に旧法第二十條第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、施行日に職員となつたものとみなし、新法第二十條の規定を適用してその標準給与を改定する。

13 施行日の属する月の前月の標準給与の月額が五万二千円である組合員で前二項の規定によれば施行日の属する月の標準給与の月額が

五万一千円となるものが、施行日から六十日以内に五万二千円を各月の標準給与の月額とするのを希望する旨を組合に申し出たときは、これらの規定にかかわらず、その者の施行日の属する月以後の各月の標準給与の月額は、新法の規定によりその者の標準給与の月額が五万一千円以外の標準給与の月額となるまでの間は、五万二千円とする。

(更新組合員に係る退職年金の額に関する一般的経過措置)
第六條 更新組合員に係る新法第三十六條第二項に規定する退職年金の年額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額とする。ただし、その額が三万五千五百二十円より少ないときは、三万五千五百二十円とし、その額が新法の平均標準給与の年額の百分の六十に相当する金額をこえるときは、当該金額(第一号の額が新法の平均標準給与の年額の百分の六十に相当する額をこえるときは、同号の額)とする。

一 旧法組合員期間 二十年に達するまでの年数については一年につき旧法の平均標準給与の年額の六十分の一、二十年をこえる年数については一年につき旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する額

二 新法組合員期間 前号に掲げる期間と合算して二十年に達するまでの年数(一年未満の端数を

があるときは、これを切り捨てた年数。以下この号において同じ。)については一年につき新法の平均標準給与の年額の百分の二、二十年をこえる年数については一年につき新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

2 前項の場合において、同項第一号に掲げる期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号の期間に加算するものとする。

13 新法附則第四條第一項の規定により組合員であつた期間とみなされる期間(以下「厚生年金保険期間」といふ)を有する更新組合員に係る第一項第一号の額は、同号の規定にかかわらず、同号の額から、その額に厚生年金保険期間を旧法組合員期間で除して得た割合を乗じて算定した額の百分の二十(組合の成立の日におけるその者の標準給与の月額が一万八千円をこえる場合にあっては、当該月額を一万八千円を除いて得た割合を百分の二十に乘じて算出した比率。附則第十一條第二項において同じ。)に相当する額を控除した額とする。

(更新組合員で再退職するものに係る退職年金の額の改定に関する経過措置)
第七條 旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員に係る退職年金の改定額は、前条の規定の例により算定した額を新

法第三十六條第二項の規定による額とした場合の同条の規定による退職年金の額とする。

2 前項の規定による改定額が、その者の旧法の規定による退職年金(以下この条において「従前の退職年金」といふ)の額に次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額を加算して得た額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、その加算して得た額をもつてその改定額とする。

一 旧法組合員期間(従前の退職年金の基礎となつた旧法組合員期間を除く)その年数一年につき再び退職した当時の旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する額

二 新法組合員期間 その年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)一年につき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

3 前条第二項の規定は、前項各号の年数の計算に準用する。
4 第二項の規定による改定額が、新法の平均標準給与の年額の百分の六十に相当する金額(旧法第三十六條第三項本文の規定の適用を受けた者にあっては、同項本文の規定により従前の退職年金の額の算定上控除することとされた額を控除した額)をこえるときは、第二項の規定にかかわらず、当該金額(その額が従前の退職年金の額に同項第一号に掲げる額を加算し得た額より少ないときは、当該

加算して得た額)をもつてその改定額とする。

(更新組合員に係る退職一時金の額に関する経過措置)
第十一條 更新組合員に係る新法第三十八條第二項第一号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額とする。

一 旧法組合員期間 旧法の平均標準給与の日額を基礎として旧法第三十八條第二項第一号の規定の例により算定した額

二 新法組合員期間 新法の平均標準給与の日額に当該期間と前号に掲げる期間とを合算した期間に対応する新法別表第一に定める日数(一年未満の期間その他政令で定める期間)にあっては、政令で定める日数。以下この号において同じ。から前号の期間に対応する同表に定める日数を控除した日数を乗じて得た額

前項第一号の額の計算の基礎となるべき期間に厚生年金保険期間が含まれている更新組合員に係る同号の額は、同号の規定にかかわらず、同号の額から、旧法の平均標準給与の日額を基礎として厚生年金保険期間につき旧法第三十八條第二項第一号の規定の例により算定した額の百分の二十に相当する額を控除した額とする。

12